

茅ヶ崎市総合計画審議会の運営について

1 会議の公開について

- 茅ヶ崎市情報公開条例第 23 条の規定に基づき、会議は原則公開します。
- 会議を公開とするため、原則としてどなたでも自由に傍聴することができるものとします。
- ただし、個人情報等の非公開情報を含む審議の場合は、当該審議を非公開とします。

(参考)

○茅ヶ崎市情報公開条例

昭和 6 1 年 3 月 2 8 日
茅ヶ崎市条例第 2 号

(会議の公開)

第 2 3 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（当該附属機関に部会、分科会等が設けられている場合は、当該部会、分科会等を含む。以下この条において「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定により公開しないこととされているとき。
- (2) 非公開情報に係る事項について審議等を行うとき（当該附属機関が公開することを相当と認めるときを除く。）。
- (3) 会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると当該附属機関が認めるとき。

2 会議録の形式について（案）

- 会議録は、全文録形式で作成し、発言者の氏名も掲載することとします。
- 会議録作成後、出席委員による内容の確認を経て、公表します。
- 会議を開催した日から 4 5 日以内に茅ヶ崎市公式ホームページ及び市役所本庁舎 1 階市政情報コーナーで公表します。